

# 宇都宮観光コンベンション協会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、宇都宮観光コンベンション協会（以下「協会」という。）（英文名 UTUNOMIYA CONVENTION & VISITORS BUREAU 略称UCVB）と称する。

### (事務所)

第2条 協会の事務所は、栃木県産業会館内に置く。

### (目的)

第3条 協会は、宇都宮市及び栃木県内に有する自然環境及び文化的・社会的・経済的特性を活かし、観光客、コンベンションの誘致等を行うことにより、宇都宮市における観光及びコンベンションの振興を図り、地域経済の活性化及び文化の向上に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致及び受入れに関すること。
- (2) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援に関すること。
- (3) 観光イベントの実施及び支援に関すること。
- (4) 観光及びコンベンション都市宇都宮の広報・宣伝に関すること。
- (5) 観光及びコンベンションの調査・企画及び開発に関すること。
- (6) 観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (7) 観光及びコンベンション関連団体・業界との連携に関すること。
- (8) 観光案内所の運営に関すること。
- (9) その他協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第5条 協会の会員は次のとおりとする。

#### (1) 正会員

観光及びコンベンションに関係のある事業所もしくは団体又は協会の目的に賛同する者をいう。

#### (2) 賛助会員

正会員以外に観光及びコンベンションの振興に寄与する団体等で、協会会長（以下「会長」という。）が特に認めた者をいう。

(入 会)

第6条 協会に入会しようとする者は、協会入会申込書（別記様式第1号）を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

(退 会)

第7条 会員が協会を退会しようとするときは、協会退会届（別記様式第2号）を会長に届け出なければならない。

2 会員が引き続き1年以上会費の納入を怠った場合又は協会の品位を著しく損ねる行為のあった場合は、会長は、その会員を退会させることができる。

(会 費)

第8条 協会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、年会費1口1万円とし、2口以上とする。
- (2) 賛助会員は、年会費1万円とする。
- 2 会員は、総会終了後定められた期日までに、毎年度会費を納入しなければならない。ただし、新規加入の場合は、入会と同時に納入するものとする。
- 3 既納の会費は、理由の如何に関わらず返還しないものとする。

### 第3章 役員等

(役 員)

第9条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 常任理事 若干名
  - (4) 理事 若干名
  - (5) 監事 2名
- 2 監事は、他の役員を兼ねることができない。
- 3 役員は、正会員並びに宇都宮市及び宇都宮商工会議所から推薦のあった者の中から総会において選任する。

(役員の仕事)

第10条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 5 監事は、協会の会計及び財産の状況を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、2年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員の仕事

- は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
  - 3 役員が任期満了の場合又は辞任する場合において、後任者が就任するまでの間は前任者がその職務を行うものとする。
  - 4 団体の職にある役員が任期中に当該職を離れたときは、協会の役員を退任したものとみなし、第9条第3項の規定にかかわらず、その後任者が当該役員に就任するものとする。

(名誉会長及び顧問)

第12条 協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

## 第4章 会議

(種別)

第13条 会議は、総会及び理事会とする。

(構成)

第14条 総会は、役員及び正会員（以下「正会員等」という。）をもって構成する。

- 2 理事会は、会長、副会長、常任理事及び理事（以下「理事等」という。）をもって構成する。

(総会)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度事業開始後速やかに開催する。
- 3 臨時総会は、会長もしくは理事会が必要と認めたとき又は正会員等の3分の1以上の請求があったときに開催する。

(総会の招集及び議事)

第16条 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 総会は、正会員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 総会の議事は、この会則に別に定めがある場合を除き、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(正会員等の表決権)

第17条 正会員等（会長を除く。）は、それぞれ1個の表決権を有する。

(総会の表決権委任)

第18条 総会に出席できない正会員等は、あらかじめ通知された事項について、他の出席者に表決権の行使を委任することができる。この場合において、その正会員等は、出席

したものとみなす。

(総会の審議事項)

第19条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選任
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) その他重要な事項

(理事会の招集及び議事)

第20条 理事会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 理事会は、理事等の過半数が出席しなければ、これを開会することができない。
- 3 理事会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(理事等の表決権)

第21条 理事等（会長を除く。）は、それぞれ1個の表決権を有する。

(理事会の表決権委任)

第22条 理事会に出席できない理事等は、あらかじめ通知された事項について、他の出席者に表決権の行使を委任することができる。この場合において、その理事等は出席したものとみなす。

(理事会の審議事項)

第23条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) その他重要な事項

(専決処分)

第24条 緊急を要する事項は、会長においてこれを専決することができる。

- 2 前項の規定により専決をしたときは、会長は、これを次の総会に報告しなければならない。

(監事の出席)

第25条 監事は、必要により理事会に出席し、その職務に関して意見を述べるができる。

(議事録)

第26条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成するものとする。

## 第5章 専門委員会及び部会

### (専門委員会)

第27条 会長は、協会事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、正会員等及び賛助会員の中から会長が委嘱する。ただし、必要がある場合は、学識経験のある者の中から会長がこれを委嘱することができる。

### (部会)

第28条 会長は、会員相互の連携の強化及び事業の拡充を図るため必要と認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の内容及び会則は、会長が別に定める。

## 第6章 事務局

### (事務局)

第29条 協会に、事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、会長が別に定める。

## 第7章 財産及び会計

### (事業年度)

第30条 協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (財産の構成)

第31条 協会の財産は、会費、補助金、財産目録に記載された財産、事業収入その他の収入をもって充てる。

### (協会の会計)

第32条 協会の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、協会が特定の事業を行う場合又は特定の収入をもって特定の支出に充てるため、一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合に設けることができる。

## 第8章 解散

### (解散)

第33条 協会は、総会において正会員等の3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。

### (残余財産の処分)

第34条 協会の解散に伴う残余財産は、宇都宮市に寄付するものとする。

## 第9章 雑 則

(委 任)

第35条 この会則に定めるもののほか，協会の事業運営上必要な細則は，会長が別に定める。

附 則

この会則は，平成12年4月1日から施行する。

(様式第1号)

## 宇都宮観光コンベンション協会入会申込書

貴協会の趣旨に賛同し、下記会費を添えて入会申し込みいたします。

(     ) 口 金                      円也

平成    年    月    日

宇都宮観光コンベンション協会  
会長 北村光弘 様

申 込 者

住 所 (〒     -     )

☎     -                      • FAX     -

事業所(団体)名

職 名

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

